

食品安全に関する行政組織の在り方について

- 消費者庁を食品安全行政の司令塔と位置づけ
→ 食品安全行政を一体化
- 消費者庁と食品安全委員会の双方を同一の特命担当大臣が掌理等
→ リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、
消費者、国民の目線に立った食品安全行政を推進

